

傍聴に当たっての注意事項

1 傍聴手続き

会議の傍聴を希望する方は、傍聴者名簿に住所及び氏名を記入し（会議の長）の許可を得た上で、係員の指示に従い会場に入場してください。

2 傍聴のルール

傍聴者は、次の事項を守ってください。

- ① 会議中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- ② のぼり、旗、プラカード、鉢巻、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
- ③ 会議室内では携帯電話の電源を切ること。
- ④ 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- ⑤ 会場において飲食又は喫煙をしないこと。
- ⑥ 会議中は、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、事前に会議の長の許可を得たものはこの限りではありません。
- ⑦ その他会議の議事進行に支障となる行為をしないこと。

3 会場の秩序維持

- ① 会議の長は、会場の秩序維持のため、必要と認めた場合には、傍聴者に注意をします。注意を受けても改めないときは、退場していただきます。
- ② 会議の長が、会議中、会議の秩序維持ができなくなった場合及び公開できない事項を取り扱う等の理由により、会議を途中で非公開とする場合があります。その際、傍聴者に対して理由を説明いたしますので速やかな退場をお願いします。